

オカバマーケティングシステム OB会 会則

第1条（名称）

本会は、オカバマーケティングシステムOB会（以下「本会」という。）と称し、その事務局をオカバマーケティングシステムの総務経理部内に置く。

第2条（目的）

本会は、会員相互の親睦と交流を図ることを目的とする。

第3条（会員）

本会の会員は、オカバマーケティングシステムに2年以上在職した後退職した者とし、特別な事情がある場合には、幹事会の承認をもって入会を認めることができる。

第4条（諸活動）

本会は前条の目的を達成するため下記の諸活動を随時行う。

- (1) 定期総会、懇親会等の開催
- (2) 会員名簿の作成及び管理
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事項

第5条（会費）

本会は、原則として年会費等の定例会費は徴収しない。ただし懇親会等を開催する場合は、当該活動の参加者より実費程度の費用を徴収する。

第6条（役員の役割と任期）

会員の互選により、本会に役員として会長1名及び幹事若干名を置く。また役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する
- (2) 幹事は会長を補佐し、会務の運営に関する事務を分担する

第7条（禁止事項）

会員は、思想・信条・宗教に関する啓蒙・勧誘活動、政治的活動、各種ハラスメントその他公序良俗に反する行為を行ってはならない。

第8条（個人情報保護）

本会は、会員の個人情報を適法かつ公正に取り扱い、関係法令を遵守し、会員の権利及び利益を保護する。

第9条（退会）

会員は、本人の希望によりも退会することができる。また、長期間連絡が取れない場合や、会の活動に支障をきたす行為があった場合には、幹事会の判断により退会扱いとすることができる。

第10条（会則の改正）

本会則の改正は、幹事会の決議を以って行うことができる。

この会則は、2025年11月1日から施行する。